

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年7月1日

【会社名】 BRUNO株式会社

【英訳名】 BRUNO, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 塩田 徹

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号 新宿スクエアタワー-B1階
(2026年1月1日から東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー36階から上記の住所に移転しております。)

【電話番号】 03-6631-0000

【事務連絡者氏名】 常務執行役員CF0管理本部長 佐々木 衛

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号 新宿スクエアタワー-B1階
(2026年1月1日から東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー36階から上記の住所に移転しております。)

【電話番号】 03-6631-0000

【事務連絡者氏名】 常務執行役員CF0管理本部長 佐々木 衛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月26日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保すること、並びに税負担の軽減等による税務コストの最適化を図ることにより、将来的な成長投資に向けた財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

1. 減少すべき資本金の額

資本金の額1,509,755,697円のうち、1,409,755,697円を減少させ、100,000,000円といたします。

2. 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額1,409,755,697円の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年6月30日(火)

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件

小林寛幸氏を、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本金の額の減少の 件	102,627	984	0	(注)1	可決 99.0
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)1名選任の件 小林 寛幸	102,819	803	0	(注)2	可決 99.2

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

